

習志野市において日本初の(通称)習志野市健康なまちづくり条例

が成立

全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる健康なまちづくりをめざす『習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例（通称）習志野市健康なまちづくり条例』が平成24年12月21日の習志野市議会本会議において全員賛成で可決されました。

WHO 世界保健機関が提唱する『21世紀の健康な社会づくりのための戦略』である、ヘルスプロモーション*の理念を忠実に反映した条例の制定は全国で初めてで、平成25年4月1日からの施行です。

本条例は、前文および16条の条文から構成されており、市民一人ひとりが持つ価値観は多様であることを理解しながら、従来の「個人の責任、意識、努力に基づく健康的な生活習慣づくり」に加え、「地域社会全体として個人の健康を支え守るための社会環境の整備」に、市、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者がそれぞれ責務を担い、連携・協働して取り組むことを明文化しております。

市では、今後、本条例の周知に努めるとともに、健康なまちづくりに関する施策を総合的かつ効率的に推進するための庁内組織を立ち上げ、健康格差の要因等の把握を行ってまいります。

※【ヘルスプロモーション】

人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス。

- 条例策定に際し、ヘルスプロモーションに関する第一人者である、日本ヘルスプロモーション学会 会長の順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科 教授 島内憲夫 氏にご協力をいただきました。